

包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格
レベル3（指導者／CPCS-3）に係る細則

平成30年6月23日

（目的）

第1条 この細則は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程第5条の規定のうち、レベル3（指導者／CPCS-3、以下「CPCS-3」という。）に係る資格認定に必要な要件、申請手続等を定めることを目的とする。

（CPCS-3の資格取得要件）

第2条 認定を受けることができる者は、レベル2（中級／CPCS-2、以下「CPCS-2」という。）を取得した後、包括システムによるロールシャッハ・テスト（以下、CSという。）の全体を総合的に教授することが可能なレベルの者とする。

2 認定を受けようとする者は、第3条の条件に従って包括システムによる日本ロールシャッハ学会（Japan Rorschach Society for the Comprehensive System 略称JRSC）に申請しなければならない。

（申請条件）

第3条 CPCS-3を申請できる者は、CPCS-2を取得した者で、JRSCの会員（以下、学会員）である者とする。JRSCを退会する際には、同時にCPCS-3資格を返上するものとする。

2 CSに関する研究・教育・実践・知識・貢献といった別紙のジャンルのうち、指定されたジャンル数とポイント数が揃っていることを申請の条件とする。

（申請手続）

第4条 申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出する。

2 申請者は、申請の時点で、資格審査料を支払う。

（資格審査）

第5条 申請者は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会の審査を経て、常任理事会又は理事会の審議によりCPCS-3が認定される。

（交付される証書等）

第6条 資格の認定を受けた者には、CPCS-3認定証書及び認定番号が交付される。

2 交付された証書等は更新の必要はなく、学会員であり、常任理事会若しくは理事会による決定で同資格をなく奪されない限り保持できる。

(資格審査費用)

第7条 資格審査料は、審査の都度、30,000円とする。

(細則の改正)

第8条 本細則の改正は、常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。

CPCS-3の別紙

I. 研究

I-1) 著書

CSに関する単著本・・・10ポイント

CSに関する出版物・・・筆頭著者2ポイント

CSに関する翻訳書・・・監訳者10ポイント（複数の監訳者がいても一人10ポイント）

訳者 8ポイント（共訳者がいる場合は、監訳者を除いた人数で割り、小数点以下を四捨五入する。）

CS以外のロールシャッハ・テストに関する単著本・・・5ポイント

CS以外のロールシャッハ・テストに関する出版物・・・筆頭著者2ポイント

CS以外のロールシャッハ・テストに関する翻訳書

・・・監訳者5ポイント

訳者 3ポイント（共訳者がいる場合は、監訳者を除いた人数で割り、小数点以下を四捨五入する。）

CSを一部含んだ心理検査若しくは心理的アセスメントに関する単著本

・・・2ポイント

CSを一部含んだ心理検査若しくは心理的アセスメントに関する出版物

・・・筆頭著者1ポイント

*目次や奥付、該当部分のコピーを提出することで証明する。

*出版年は問わない。

I-2) 論文

CSに関する有査論文・・・筆頭著者10ポイント

共著者8ポイント（筆頭著者を含めない人数で8ポイント

を割り、小数点以下を四捨五入する。)

C Sに関する無査論文・・・筆頭著者3ポイント

筆頭著者以外は、一人1ポイント

C S以外のロールシャッハ・テストに関する有査論文・・・8ポイント

C S以外のロールシャッハ・テストに関する出版物・・・筆頭著者2ポイント

ロールシャッハ・テスト以外の投映法に関する有査論文

・・・筆頭著者3ポイント

筆頭著者以外は、一人1ポイント

*論文の別刷り若しくはコピーを提出することで証明する。

*掲載年は問わない。

I-3) 学会発表

JRSCの年次大会における研究発表・・・筆頭発表者4ポイント

筆頭発表者以外は、一人1ポイント

国際ロールシャッハ及び投映法学会(以下、ISR)の年次大会におけるC Sに関する研究発表・・・筆頭発表者5ポイント

筆頭発表者以外は、一人1ポイント

*口頭発表とポスター発表の区別はしない。

その他の国際学会におけるCSに関する研究発表

口頭発表・・・筆頭発表者のみ2ポイント

ポスター発表・・・筆頭発表者のみ2ポイント

その他の国内学会におけるCSに関する研究発表

口頭発表・・・筆頭発表者のみ2ポイント

ポスター発表・・・筆頭発表者のみ2ポイント

*原則として、抄録のコピーを提出することで証明する。

*同一の研究に関して学会発表と論文化の両方を行った場合、重複して申請することはできない。I-1)ないしI-2)を申請すれば、I-3)は選択できない。

II. 教育

II-1) 講義

大学院(臨床心理学を中心とした専攻若しくはコース)におけるCSの講義

・・・半期（15回／1回90分を原則）科目の担当者5ポイント
大学院（臨床心理学を中心とした専攻若しくはコース）におけるCSを含めたロールシャッハ・テストの講義・・・半期（15回／1回90分を原則）科目の担当者3ポイント

*シラバスやそれに準じる資料のコピーを提出することで証明する。

*例えば、半期の授業を教員2名で前半・後半というように折半して担当している場合、ポイントは半分になる（例：5ポイント→2.5ポイントだが、小数点以下を切り捨て、2ポイントとする）。

II-2) 事例指導 (SV)

スーパーバイザー（以下、バイザー）が施行したCSに関する個別の事例指導（1回2時間以上を原則）・・・10回（バイザーは異なってもよい）で1ポイント
グループ・スーパーヴィジョン（1回12人以下）におけるCSの事例指導（1回3時間以上を原則）・・・2回（グループメンバーは異なってもよい）で1ポイント

*実際のプロトコルを提出する必要はなく、申請書にケースの概要等を記載すること等で自己申告する。JRSCで書式を用意する。

II-3) CPCSにおける講師

CPCSレベル1における講師・・・2ポイント（1回につき）
CPCSレベル2における講師・・・3ポイント（1回につき）

*自己申告した後、JRSCの記録と照合する。

II-4) CSの読み込みに関する講師（1回3時間以上／参加者の人数不問／研修会・勉強会等の名称も不問）・・・2ポイント（1回につき）

*依頼状・講師委嘱状等のコピーを提出することで証明する。

III. 実践

CSを実際に年間で施行した回数（申請時点で過去1年間の数）

年間30ケース以上・・・5ポイント
年間20～29ケース・・・3ポイント
年間10～19ケース・・・1ポイント
年間9ケース以下・・・ポイントなし

*実際のプロトコルを提出する必要はなく、申請書にケースに関する記載を行って提出することで自己申告する。JRSC で書式を用意する。

IV. 知識

関連学問分野（臨床心理学・精神医学等）の知識

公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者・・・1ポイント

精神科指定医若しくは精神科専門医の有資格者・・・1ポイント

博士号取得者（心理学に限らない）

・・・CS に関する博士論文 8 ポイント（I. 研究と重複して申請することはできない）

CS を含んだ博士論文 5 ポイント（I. 研究と重複して申請することはできない）

CS を含まない博士論文 2 ポイント（I. 研究と重複して申請することはできない）

*認定証等のコピーを提出することで証明する。

V. CS への貢献

V-1) 学会員歴

学会員歴 20 年以上・・・3ポイント

学会員歴 10 年以上・・・2ポイント

学会員歴 9 年以下・・・ポイントなし

V-2) 役員

会長・副会長・常任理事・理事・監事を務めた期間が総計で 10 年以上・・・3ポイント

それ以外・・・ポイントなし

*自己申告した後、JRSC の記録と照合する。

◎ I～IV までの 4 種類のジャンルのうち、1) I 若しくは II でポイントを有し、2) 少なくとも 3つのジャンル においてポイントがあることを条件とする、加えて、3) 総ポイントが 15ポイント以上 であることを申請の最低条件とする。

以上